

社会教育関係団体に対する補助金交付に関する意見聴取について

【趣旨】

社会教育法第13条において、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の意見を聴いて行わなければならないとされています。

これは、社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や補助対象事項等を明らかにし、補助の目的はあくまで団体による社会教育活動の支援にあり、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを、社会教育委員の皆さんに確認していただくためです。

(参考条文：社会教育法第13条：審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

【対象となる補助金】

社会教育関係課（生涯学習推進課、サンフレアこが及び青少年育成課）が所管する補助金のうち社会教育関係団体に対する補助金を対象としています。

よって、個人や分館活動に対する補助や、施設整備に対する補助は対象としていません。